CSF(豚コレラ)まん延防止の消毒等強化について

昨年9月から国内でCSFが続発し、令和元年11月16日には県内でもCSFの患畜が確認されました。

そこで、豚及びイノシシを飼養している方には、家畜伝染病予防法第30条に基づき、緊急的なCSFまん延防止のための *消毒及び、ねずみ、昆虫等の駆除強化*をお願いします。なお、ワクチン接種時に県から消毒用消石灰を配布しておりますので、ご活用ください。

実施期日

令和元年11月19日から12月18日

消毒及びねずみ、昆虫等の駆除方法

- 農場内(施設周囲及び農場敷地内)への消石灰散布
- 農場内での殺鼠剤及び殺虫剤の散布等

※方法については、同等の効果があるもので代替可能。

<参照>家畜伝染病予防法(抜粋)

第30条 都道府県知事は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、区域を限り、家畜の所有者に対し、農林水産省令の定めるところにより、消毒方法、清潔方法又はねずみ、昆虫等の駆除方法を実施すべき旨を命ずることができる。

異常を発見したら、すぐに西部家畜保健衛生所までご連絡ください。

連絡先:山梨県西部家畜保健衛生所

電話:0551-22-0771 FAX:0551-22-6728 夜間・土日・休日の連絡先:090-5564-1018

土日・休日の連絡先:090-5568-0817